

憲法記念日を迎えての会長談話

日本国憲法は、1946年11月3日に公布され、1947年5月3日に施行されました。本日は、79回目の憲法記念日です。この日に寄せて、次の文章をぜひお読みください。すでにご存じの方も、改めて目を通していただければ幸いです（音読もお勧めいたします）。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

これは、日本国憲法の前文です。ここには、国民主権、民主主義、平和主義そして国際協調主義など、日本が進むべき方向が明確に示されています。旧仮名遣いで書かれていますが、79年前の文章とは思えないほど、憲法が掲げる理念の瑞々しさが伝わってきます。

この前文が今なお色あせないということは、裏を返せば、79年を経た現在でも、なお達成されていない課題が多いということでもあります。大国の思惑による戦争が各地で勃発し、帝国主義の再来と評されるほど国際社会の構造は大きく変容しました。日本においても防衛費の増額や首相発言を契機とした他国との緊張、国会で十分な議論が尽くされないまま法律や政策が決定される場面など、前文の理念から遠ざかっていると感じざるを得

ません。

憲法改正は、衆議院・参議院それぞれ総議員の3分の2以上の賛成による国会の発議と、その後国民投票での過半数の賛成が必要です。憲法改正に関する国民投票の法律（日本国憲法の改正手続きに関する法律）は平成26年6月20日に施行されています。そして現在、憲法改正をめぐる議論や動きは徐々に加速しています。

だから今こそ、憲法前文の理念、そして本文に掲げられた国民主権、平和主義、基本的人権の尊重といった原則に改めて思いを致し、この憲法を後世に引き継いでいくことが重要だと痛感します。

千葉県弁護士会は、これまでも憲法の理念や基本原則を守り、基本的人権の尊重と社会正義の実現に向けた取り組みを続けて参りました。5月3日を迎えるにあたり、これらの取り組みを一層推進し、引き続き尽力してまいります。

2026（令和8）年5月3日

千葉県弁護士会会長 牧 田 謙太郎